

介護職員等特定処遇改善加算制度

セントケア・グループ従業員向けリーフレット

2022年3月17日Ver.3



Saint-Care

発行者：
セントケア・ホールディング株式会社
人事部 人事課

セントケア・グループ

介護職員等特定処遇改善加算制度について

『介護職員等特定処遇改善加算制度』（以下、特定処遇加算）について、介護保険法上の制度についての説明と、セントケア・グループとしての取り扱いをお知らせ致します。

特定処遇加算とはどんな制度？

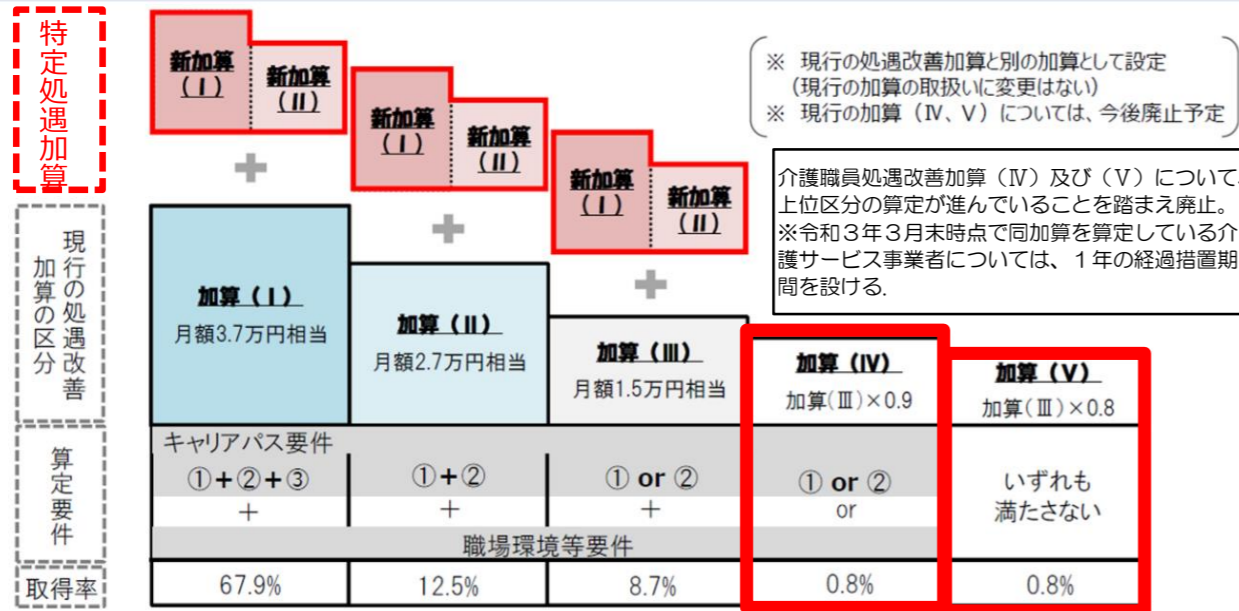
特定処遇加算とは・・・

介護福祉士10年で8万円が支給される制度ではありません

2019年10月より、特定処遇加算の運用が開始されました。この制度は、経験・技能のある介護職員の賃金水準を他産業と比較して遜色のないものとするために設けられた制度です。

しかしながらその仕組みは、10年の介護福祉士に対して8万円が支給される、というのではなく、現行の処遇改善加算と同様に介護報酬売上に対して一定の加算率を掛けた金額が上乗せされて営業所の収入になるものであり、賃金で支給できる額は売上に大きく左右されてしまいます。

処遇改善加算全体のイメージ



	対象職種	社員区分	対象となる待遇改善内容
グループ①	介護福祉士経験6年以上（介護福祉士Ⅰ・Ⅱ） かつ 「シニアインストラクター」、 「マスターインストラクター」 に選任された方、 又は介護福祉士経験6年以上かつ 年収440万円を超える見込み の所長	正社員	(1)介護福祉士の経験年数に応じた手当 (2)選任された介護福祉士による育成の 役割・役職に対する手当 ★一時金支給
グループ②	介護福祉士Ⅰ 介護福祉士Ⅱ 介護福祉士Ⅲ 介護福祉士Ⅳ ケアスタッフ 入浴オペレーター （「インストラクター」 「トレーナー」含む） 又は「所長（介護福祉士 保有）」	正社員 契約社員	(1)介護福祉士の経験年数に応じた手当 (2)選任された介護福祉士による育成の 役割・役職に対する手当 (3)介護福祉士の経験年数に応じた手当 （契約社員） ★一時金支給
グループ③	対象サービスに従事する グループ①②以外の職員 （「介護福祉士」「ケア スタッフ」「入浴オペ レーター」以外の職種）	正社員 契約社員	(4)専門職に対する介護福祉士の資格手 当 (5)専門職の職種手当増額 ★一時金支給

対象部門	訪問介護、訪問入浴、定期巡回 小規模、看護小規模、DS、SS、有料、GH
------	---

《補足事項》

- 今年度は4月～3月サービス分が対象です。
- 加算一時金の額は、毎月のサービス売上実績によって決まります。その為、皆様それぞれに支給される金額は、3月サービス分の請求後（5月10日以降）に決定します。
- 事業会社毎に手続と請求、受領が行われますので、グループ全体が同じ金額とはなりません。また、都道府県毎・サービスの区分毎に制度に違いがある場合があります。
- 事業会社毎に受領した加算金を、対象となる方々に配分する形で取り扱われます。営業所、サービス毎の金額設定ではありません。
- 処遇改善のための昇給・新しい手当に充当する分が増えた場合、一時金は減少していきます。
- 制度の改廃や監督官庁等の行政判断により、加算一時金の支給ルール等が変更になる可能性があります。

介護福祉士を持つ所長・専門職への手当について

■介護福祉士を保有する所長、および専門職の方に
介護福祉士の資格手当が支給されるようになります

(4)所長、および専門職に対する介護福祉士の資格手当

対象職種 (正社員)	生活相談員、ケアプランナー、巡回オペレーター 所長
対象部門	訪問介護、訪問入浴、定期巡回 小規模、看護小規模、DS、SS、有料、GH
金額	¥12,000~20,000/月 ※他の資格との併給はしない

専門職への待遇改善について ~正社員~

■介護福祉士の待遇改善に伴い、専門職の方に対しても
手当を増額する待遇改善を実施します

(5)専門職の職種手当増額

対象職種	改善内容
生活相談員	職種手当：¥25,000 ⇒ ¥35,000
ケアプランナー	職種手当：¥27,500 ⇒ ¥37,500
ケアマネジャーⅡ	職種手当：¥27,500 ⇒ ¥37,500
施設ケアマネジャー	看多機：30,000円、小規模：20,000円、入居（GH・有料）：10,000円

対象部門	DS、SS、有料、GH
------	-------------

特定処遇加算の一時金について

現行の処遇改善加算と同様に、待遇改善後の余剰分については一時金として支給いたします。ただし、現行の処遇改善加算とは分けた管理が必要となりますので、以下のルールにて支給いたします。

- 対象者は介護職員以外のグループ③も対象とします
- 支給額は、現行の処遇改善加算と基本の考え方は同じとし、特定処遇加算制度に定められるグループ②の平均改善額に対してグループ③は1/2以下、グループ①はグループ②より多い額の範囲を遵守した額で決定するものとします
- 支給月は現行の処遇改善加算と同じ、12月と5月です

対象部門	訪問介護、訪問入浴、定期巡回 小規模、看護小規模、DS、SS、有料、GH
対象社員区分	正社員、契約社員
対象職種	全職員 ※対象部門の営業所に主で所属していること

特定処遇加算の支給対象者

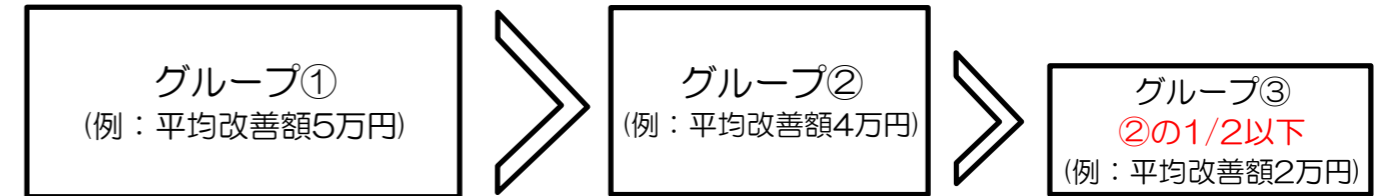
今回の制度では、経験・技能のある介護職員への待遇改善を重点化しながらも、他の介護職員等も支給対象とすることができる制度となっております。ただし、自由に支給できるものではなく一定の支給ルールが定められており、その為に3つのグループを設定することが求められています。

グループ①：経験・技能のある介護職員
グループ②：その他の介護職員
グループ③：その他の職員

※加算非対象サービス
(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)福祉用具貸与、特定(介護予防)福祉用具販売、(介護予防)居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援

特定処遇加算の支給ルール

- グループ①に設定した者については、月8万円の改善、または年440万円の賃金を確保する
- グループ①の対象となる要件については、事業所(法人)の裁量で設定する
- 各グループの平均改善額については、グループ②の平均改善額に対してグループ③は1/2以下、グループ①はグループ②より多い平均改善額とする

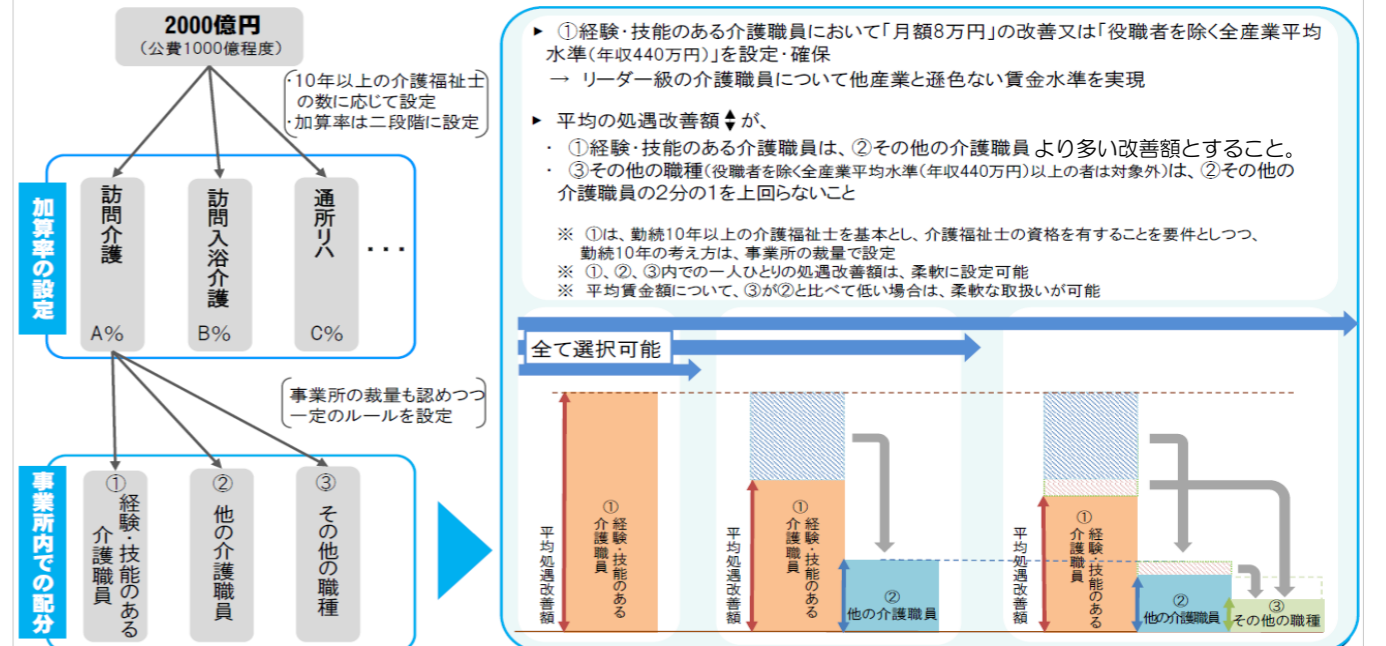


新しい経済政策パッケージに基づく介護職員の更なる処遇改善

国費210億円程度
※ 改定率換算+1.67%

○新しい経済政策パッケージ(抜粋)

介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。具体的には、他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認めることを前提に、介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に、公費1000億円程度を投じ、処遇改善を行う。



セントケア・グループの取り組み

特定処遇加算の制度を用いたセントケア・グループの取り組みについてお知らせ致します

セントケア・グループは介護福祉士の社会的地位向上を目指します！！

2019年10月から新しい制度がスタートしました。

経験・技能のある介護職員を厚遇するという特定処遇加算の趣旨のもと、セントケア・グループが質の高いサービスを提供する専門性の高い介護職集団として、お客様からも社員からも、さらには外部の介護職員からも選ばれる会社となる為に、介護福祉士の資格を保有する方に対して手厚い待遇改善を行います。現在介護福祉士の資格を持っていない方も、取得を目指したいと思っただけのような制度とします。

また、賃金の待遇改善だけでなく、介護福祉士の社会的地位向上に寄与する制度であることを目指し、今後セントケア・グループにおいては介護福祉士は単なる資格ではなく、専門性の高い職種としてケアスタッフの上位職種に位置づけし、介護福祉士という職種を新たに設定します。

ケアスタッフ
(または入浴OP)



介護福祉士



介護福祉士対象職種	ケアスタッフ、入浴オペレーター、所長（介護福祉士）
介護福祉士非対象職種	上記以外の職種

特定処遇加算対象部門	訪問介護、訪問入浴、定期巡回 小規模、看護小規模、DS、SS、有料、GH
特定処遇加算非対象部門	上記以外の部門

介護福祉士への手当は？ ～正社員～

介護福祉士の資格を持ち、対象職種で勤務されている方については、特定処遇加算を使用して以下の2つの手当が支給されます。

(1) 介護福祉士としての経験年数に応じた職種手当(現在の職種手当から変更)

(2) 会社から育成・指導の役割に任命された場合の役割手当(新たに追加)

※(2)の手当は会社から任命された方のみ。

特定処遇加算の制度に定められるグループ①に該当する方については、介護福祉士経験6年以上、且つ「マスターインストラクター」「シニアインストラクター」に任命された方、又は「介護福祉士経験が6年以上、且つ年収が440万円を超える見込みの所長」となります。

(1) 介護福祉士の経験年数に応じた手当

職種手当名	介護福祉士としての経験年数 (年)	手当額/月	(内) 改善額/月
介護福祉士 I	10~	40,000	32,000
介護福祉士 II	9	35,000	27,000
	8		
	7		
	6		
介護福祉士 III	5	20,000	12,000
	4		
	3		
介護福祉士 IV	2	8,000	
	1		
	0		

(2) 選任された介護福祉士による育成の役割に対する手当

名称	候補者要件	手当額/月
マスターインストラクター	介護福祉士 II 以上かつ原則在籍5年以上	50,000
人材育成手当 (役割手当)		
名称	候補者要件	手当額/月
シニアインストラクター	介護福祉士 III 以上かつ原則在籍3年以上	35,000
インストラクター	介護福祉士 III 以上	25,000
トレーナー	介護 1年以上	10,000

(3) 介護福祉士資格保有の所長による育成の役割に対する手当

名称	候補者要件	手当額/月
所長①	介護・経験年数6年以上	20,000
所長②	介護・経験年数6年未満	17,000
所長③	介護なし	5,000

グループ①の対象者

※シニアインストラクターは介護福祉士 II 以上がグループ①の対象です。
※所長は年収が440万円を超える見込みの所長がグループ①の対象です。

「介護福祉士」の資格手当¥12,000はこれまで通り職種手当とは別に支給されます！

※入浴OPの介護福祉士は4,000円が上乗せされます

介護福祉士への手当は？ ～契約社員～

正社員と同様に、介護福祉士の資格を持ち、対象職種で勤務されている方については経験年数に応じて職種手当が新たに追加で支給されます。

契約社員には、育成・指導の役割手当の設定はありません。

(3) 介護福祉士の経験年数に応じた手当

職種手当名	介護福祉士としての経験年数 (年)	手当額/時給	手当額/月換算
介護福祉士 I	10~	100	17,200
介護福祉士 II	9	50	8,600
	8		
	7		
	6		
介護福祉士 III	5	20	3,440
	4		
	3		
介護福祉士 IV	2	0	0
	1		
	0		